

一般名処方について

院外処方箋のお薬の表記には、医薬品の商品名を記載する場合と一般名（有効成分の名称）で記載している場合があります。このうち一般名として処方することを一般名処方といいます。

例

「商品名：○○○○」 → 「一般名：ロキソプロフェン」

「商品名：○○○○」 → 「一般名：アセトアミノフェン」

一般名処方を行うと、患者さんが保険薬局と相談し、有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご自身で選ぶことができます。

※なお医師から「変更不可」とされている医薬品は後発医薬品に変更はできませんので、ご注意ください。

一般名処方について、ご不明な点等あれば説明させていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。



一般名処方について

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品※¹を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費※²として、患者さんの自己負担となります。

※¹) 長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※²) 選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の1つであり、保険外診療にあたるものです。選定療養は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。



ご理解のほど、お願いいたします。

聖隷浜松病院 薬剤部、外来医事課

